



※収支報告書は、提出されたものかてのまインターネット上において公表されます。

# 収支報告書 (令和 3 年分)

- (ふりがな) (じゅうみんしゅとうちばけんたいよんせんきょくしゅ)
- 政治団体の名称 自由民主党千葉県第四選挙区支部
  - 主たる事務所の所在地 千葉県船橋市湊町1-2-21 ケジナル201号室
  - 代表者の氏名 木村 哲也
  - 会計責任者の氏名 田草川 勇

### 問合せ先

(担当者) 田草川 勇

(電話) 047-433-3088

### 【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、すべての領収書を保管すること。

### 国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- 第1号に係る国会議員関係政治団体  
 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ・公職の候補者の氏名 木村 哲也  
 ・公職の種類 衆議院小選挙区選出議員  
 (該当する方に○→) (候補者)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- 1年を通じて適用  
 対象年の途中での適用の異動あり  
 (「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 有	
(以下 指定「有」の場合のみ記載)	
・公職の種類 _____ (該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)	
・資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	
・資金管理団体の指定の期間	
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用	<input type="checkbox"/> 対象年の途中での適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	

### 注意

- この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
- 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
186060			

5/30 K

# 収 支 の 状 況

**全団体必要**

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

## 1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②) . . . . .	0	1	0	77,702,263,073
① (前年からの繰越額) . . . . .	0	2	0	13,224,392
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) . . . . .	0	3	0	57,038,681
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) . . . . .	0	4	0	70,980,420 64,480,420
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1) - (2) ) . . . . .	0	5	0	282,653 5,782,653

## 2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、010~050の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A . . . . .	0	6	0	1,100,000
員 数 . . . . .	0	7	0	1,013

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 8 0	1,670,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0 9 0		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1 0 0	11,294,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1 1 0	1,670,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1 2 0	14,634,000	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1 3 0		
イ 政 党 匿 名 寄 附	1 4 0		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	1 5 0	14,634,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。


**全団体必要**

願により訂正	
会計(出納)責任者印	〇〇年〇〇月〇〇日

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)							
政治資金パーティーの名称		金額			開催年月日	開催場所 (所在地及び施設名)	備考
		十億	百万	千	円		
	木村てつや君を励ます会		8	980	000	R3. 9. 7	東京都港区西新橋2-33-4-802 & live studio Live studio
8	0	0					
9	0	0					
合計			8	980	000		

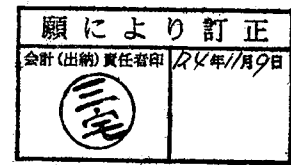
注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー(特定パーティー)については、本表のほか表(その10)も提出すること。  
 (2) 20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)~(その11-3)にその内容を記載すること。  
 また、あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合には、表(その12-1)~(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。  
 (3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

願により訂正	
会計(出納)責任者印	〳年〵月〶日
	

(その4)


(4) 借 入 金						
借 入 先	金 額				借 入 年月日	備 考
	十 億	百 万	千	円		
木村哲也		1	000	000	R3. 6. 22	
木村哲也			500	000	R3. 7. 2	
木村哲也		1	000	000	R3. 8. 31	
木村哲也		1	000	000	R3. 9. 10	
木村哲也		1	000	000	R3. 9. 15	
木村哲也			367	000	R3. 10. 1	
木村哲也			1000	000	R3. 12. 14	
この頁の小計			5	4,867,000		
合計 E			5	4,867,000		

注意 (1) 年内に借り入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。  
 なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6) その他の経費」に計上されるものであること。  
 また、借入金ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。  
 (2) 借入金は、金融機関にあっては支店名(〇〇銀行〇〇支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。



(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入								
交付金を供与した本部又は支部の名称			金額		年月日	主たる事務所の所在地	備考	
			十億	百万	千	円		
		自由民主党本部			200	000	R3. 2. 24 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			2	000,000	R3. 4. 28 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			2	000,000	R3. 6. 8 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			2	000,000	R3. 7. 30 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			15	000,000	R3. 10. 15 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			2	000,000	R3. 10. 29 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			2	000,000	R3. 12. 24 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			500	000	R3. 6. 8 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党本部			500	000	R3. 10. 15 東京都千代田区永田町1-11-23	
		自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部			10	000	R3. 10. 6 山武市松尾町田越756 - 3	
		自由民主党千葉県市川市第五支部			50	000	R3. 10. 8 市川市鬼越2-5-8	
		自由民主党千葉県大網白里市第一支部			20	000	R3. 10. 10 大網白里市大綱155	
		自由民主党参議院選挙区第四支部 <small>千葉県参議院選挙区第四支部</small>			100	000	R3. 10. 13 千葉県千葉市中央区市場町2-13 千葉県自由民主党会館301号	
		自由民主党参議院選挙区第八支部 <small>千葉県参議院選挙区第八支部</small>			100	000	R3. 10. 13 千葉県美浜区高須1-9-7-2	
		自由民主党参議院選挙区第六支部 <small>千葉県参議院選挙区第六支部</small>			100	000	R3. 10. 19 八千代市大和田新田510	
8	0	0	この頁の小計		26	580,000		
9	0	0	合計					F

願により訂正	
会計(出納)責任者印	平成 年 月 日
	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入								
交付金を供与した本部又は支部の名称			金額		年月日	主たる事務所の所在地	備考	
			十億	百万	千	円		
		自由民主党千葉県富津市第一支部			10,000		富津市金谷2180	
		自由民主党参议院選挙区第七支部 <small>千葉県参议院選挙区第七支部</small>			100,000		千葉県千葉市中央区中央4-12-12中央工地上物ビル202号 東京都千代田区永田町2-1-1参议院議員会館808号	
		全国区区例代表 片山三三 後援会			20,000		東京都千代田区永田町2-1-1参议院議員会館402号 東京都千代田区永田町2-1-1参议院議員会館402号	
		自由民主党参议院選挙区第五支部 <small>千葉県参议院選挙区第五支部</small>			100,000		東京都千代田区永田町2-1-1参议院議員会館1105号 千葉県千葉市中央区新田町1-2-3安記会病院別棟	
		自由民主党千葉県支部連合会			600,000		千葉市中央区市場町2-13	
800		この頁の小計			830,000			
900		合計 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">F</span>			27,410,000			

(その6)

(6) その他の収入				金額			収年 月 日	備考
	摘	要						
800		この頁の小計						
810		1件10万円未満のもの				47,681		
900		合計 <b>G</b>				47,681		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。  
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	徳田 孝一		240	000		千葉県船橋市丸山4-52-10	会社役員
			20	000	R3. 1. 6		
			20	000	R3. 2. 8		
			20	000	R3. 3. 8		
			20	000	R3. 4. 6		
			20	000	R3. 5. 7		
			20	000	R3. 6. 8		
			20	000	R3. 7. 6		
			20	000	R3. 8. 6		
			20	000	R3. 9. 7		
			20	000	R3. 10. 6		
			20	000	R3. 11. 8		
			20	000	R3. 12. 7		
	足立 純子		200	000	R3. 4. 2	千葉県船橋市旭町3-16-14	会社役員
	高橋 克文		100	000	R3. 10. 14	千葉県船橋市旭町6-6-17	幼稚園理事長
8 0 0	この頁の小計		540	000			
8 1 0	その他の寄附			0			→ ※ 下記注意(1)参照。
9 0 0	合計			0			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				150	000	R3. 10. 15	神奈川県平塚市八重咲町26-8	政治家	
				100	000	R3. 12. 28	千葉県船橋市上山町2-290	会社役員	
				100	000	R3. 1. 25	千葉県船橋市夏見3-16-2	無職	
				80	000		千葉県千葉市緑区あすみが丘5-52-4	医師	
				50	000	R3. 2. 5			
				30	000	R3. 5. 25			
8	0	0		430	000				
8	1	0		700	000				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0		1,670	000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		十億	百万	千	円				
	木村建設工業(株)		2,	400,	000		千葉県船橋市西船4-14-12	木村 本治	
				200,	000	R3. 1. 20			
				200,	000	R3. 2. 22			
				200,	000	R3. 3. 22			
				200,	000	R3. 4. 20			
				200,	000	R3. 5. 20			
				200,	000	R3. 6. 21			
				200,	000	R3. 7. 20			
				200,	000	R3. 8. 20			
				200,	000	R3. 9. 20			
				200,	000	R3. 10. 20			
				200,	000	R3. 11. 22			
				200,	000	R3. 12. 20			
	木盛会		2,	400,	000		千葉県船橋市西船4-14-12	糠信 雄司	
				200,	000	R3. 1. 20			
8	0	0	この頁の小計		2,600,000				
8	1	0	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
				200,000		R3. 2. 22			
				200,000		R3. 3. 22			
				200,000		R3. 4. 20			
				200,000		R3. 5. 20			
				200,000		R3. 6. 21			
				200,000		R3. 7. 20			
				200,000		R3. 8. 20			
				200,000		R3. 9. 20			
				200,000		R3. 10. 20			
				200,000		R3. 11. 22			
				200,000		R3. 12. 20			
	(株)相川スリーエフ			127,000			千葉県船橋市湊町3-7-8	相川 一臣	
				30,000		R3. 1. 20			
				1,000		R3. 2. 22			
				5,000		R3. 4. 20			
800	この頁の小計			2,236,000					
810	その他の寄附			0					→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
				10,000		R3. 5. 20			
				20,000		R3. 6. 21			
				4,000		R3. 7. 20			
				10,000		R3. 8. 20			
				10,000		R3. 9. 20			
				20,000		R3. 10. 20			
				10,000		R3. 11. 22			
				7,000		R3. 12. 20			
	安達鉄工(株)			170,000			千葉県柏市大島田137	安達 俊治	
				50,000		R3. 3. 22			
				20,000		R3. 4. 20			
				20,000		R3. 5. 20			
				50,000		R3. 6. 21			
				20,000		R3. 7. 20			
				5,000		R3. 9. 20			
800	この頁の小計			256,000					
810	その他の寄附			0					→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
				5,000	R3. 11. 22		
	岩崎電気工事(株)千葉支店			128,000		千葉県船橋市薬園台4-25-14	山下 倫彦
				60,000	R3. 6. 22		
				50,000	R3. 4. 20		
				5,000	R3. 5. 20		
				4,000	R3. 7. 20		
				9,000	R3. 9. 20		
	江戸川木材工業(株)			146,000		東京都江東区新木場1-3-16	市川 大介
				60,000	R3. 1. 20		
				10,000	R3. 3. 22		
				3,000	R3. 4. 20		
				50,000	R3. 8. 20		
				1,000	R3. 9. 20		
				20,000	R3. 10. 20		
				2,000	R3. 11. 22		
800	この頁の小計			279,000			
810	その他の寄附			0			→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
	(株)小黒組		380,000		東京都江東区亀戸2-17-15	苅谷 功一	
			60,000	R3. 1. 20			
			60,000	R3. 2. 22			
			30,000	R3. 3. 22			
			20,000	R3. 4. 20			
			60,000	R3. 6. 21			
			50,000	R3. 7. 20			
			40,000	R3. 8. 20			
			30,000	R3. 9. 20			
			20,000	R3. 10. 20			
			10,000	R3. 11. 22			
	(株)川村左官工業		241,000		千葉県柏市塚崎1019-14	川村 貢	
			20,000	R3. 1. 20			
			10,000	R3. 2. 22			
			10,000	R3. 3. 22			
800	この頁の小計		420,000				
810	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
				20,000	R3. 4. 20		
				40,000	R3. 5. 20		
				40,000	R3. 6. 21		
				10,000	R3. 7. 20		
				20,000	R3. 8. 20		
				7,000	R3. 9. 20		
				4,000	R3. 10. 20		
				10,000	R3. 11. 22		
				50,000	R3. 12. 20		
	(有) 劔持建設			170,000		千葉県船橋市西船3-7-6-808	劔持 浩二
				20,000	R3. 2. 22		
				20,000	R3. 4. 20		
				20,000	R3. 5. 20		
				30,000	R3. 6. 21		
				20,000	R3. 7. 20		
800	この頁の小計			311,000			
810	その他の寄附			0			→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
			20,000	R3. 8. 20			
			10,000	R3. 10. 20			
			10,000	R3. 11. 22			
			20,000	R3. 12. 20			
	(株)サンレー		92,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部 善信	
			30,000	R3. 1. 20			
			1,000	R3. 4. 20			
			1,000	R3. 7. 20			
			10,000	R3. 10. 20			
			50,000	R3. 12. 20			
	(株)進栄		290,000		千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野 茂春	
			30,000	R3. 1. 20			
			30,000	R3. 2. 22			
			10,000	R3. 3. 22			
			50,000	R3. 4. 20			
800	この頁の小計		272,000				
810	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
				10,000	R3. 5. 20			
				20,000	R3. 6. 21			
				40,000	R3. 7. 20			
				30,000	R3. 8. 20			
				30,000	R3. 9. 20			
				10,000	R3. 10. 20			
				10,000	R3. 11. 22			
				20,000	R3. 12. 20			
	(株)ジャスティス			221,000		千葉県四街道市大日2236-9	松崎 領	
				10,000	R3. 1. 20			
				20,000	R3. 2. 22			
				20,000	R3. 3. 22			
				2,000	R3. 4. 20			
				1,000	R3. 5. 20			
				2,000	R3. 6. 21			
8 0 0	この頁の小計			225,000				
8 1 0	その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
				10,000	R3. 7. 20			
				4,000	R3. 8. 20			
				2,000	R3. 9. 20			
				60,000	R3. 10. 20			
				80,000	R3. 11. 22			
				10,000	R3. 12. 20			
	(株)誠建			75,000		東京都江戸川区篠崎町2-51-21	鳥羽 誠一郎	
				5,000	R3. 4. 20			
				60,000	R3. 5. 20			
				10,000	R3. 7. 20			
	(株)壮陽電設			250,000		千葉県船橋市西船1-1-17	秋山 壮	
				20,000	R3. 4. 20			
				10,000	R3. 5. 20			
				20,000	R3. 6. 21			
				30,000	R3. 7. 20			
800	この頁の小計			321,000				
810	その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
				30,000		R3. 8. 20			
				50,000		R3. 9. 20			
				50,000		R3. 10. 20			
				20,000		R3. 11. 22			
				20,000		R3. 12. 20			
	(有)創装			175,000			千葉県柏市大島田625-27	遠藤 端基	
				50,000		R3. 1. 20			
				20,000		R3. 2. 22			
				20,000		R3. 3. 22			
				20,000		R3. 4. 20			
				5,000		R3. 6. 21			
				20,000		R3. 8. 20			
				10,000		R3. 9. 20			
				20,000		R3. 10. 20			
				10,000		R3. 12. 20			
800	この頁の小計			345,000					
810	その他の寄附			0					→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万 千 円				
	(有)五栄工業		77,000		千葉県白井市河原子字大割251-2	佐藤 尚幸	
			10,000	R3. 1. 20			
			10,000	R3. 2. 22			
			5,000	R3. 3. 22			
			2,000	R3. 4. 20			
			6,000	R3. 5. 20			
			7,000	R3. 6. 21			
			8,000	R3. 7. 20			
			8,000	R3. 8. 20			
			5,000	R3. 9. 20			
			2,000	R3. 10. 20			
			4,000	R3. 11. 22			
			10,000	R3. 12. 20			
	(株)タカネザワナイソウ工業		85,000		千葉県柏市十余二287-663	高根沢 純一	
			30,000	R3. 1. 20			
800	この頁の小計		107,000				
810	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
			5,000	R3. 4. 20			
			10,000	R3. 10. 20			
			40,000	R3. 12. 20			
	泰明工業(株)		235,000		千葉県千葉市中央区星久喜町886-1	秋山 俊美	
			50,000	R3. 2. 22			
			60,000	R3. 5. 20			
			60,000	R3. 7. 20			
			15,000	R3. 8. 20			
			50,000	R3. 10. 20			
	(有)大謙興業		499,000		千葉県柏市根戸480-19	大塚 友信	
			40,000	R3. 1. 20			
			50,000	R3. 2. 22			
			50,000	R3. 3. 22			
			30,000	R3. 4. 20			
			60,000	R3. 5. 20			
8 0 0	この頁の小計		520,000				
8 1 0	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
				60,000	R3. 6. 21			
				50,000	R3. 7. 20			
				20,000	R3. 8. 20			
				40,000	R3. 9. 20			
				90,000	R3. 10. 20			
				5,000	R3. 11. 22			
				4,000	R3. 12. 20			
	(株)藤吉			225,000		東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田 吉昭	
				30,000	R3. 1. 20			
				40,000	R3. 2. 22			
				10,000	R3. 3. 22			
				5,000	R3. 4. 20			
				40,000	R3. 6. 21			
				50,000	R3. 7. 20			
				50,000	R3. 8. 20			
8 0 0	この頁の小計			494,000				
8 1 0	その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万 千 円				
	(株)日東		46,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津 範夫	
			10,000	R3. 1. 20			
			10,000	R3. 3. 22			
			3,000	R3. 4. 20			
			3,000	R3. 5. 20			
			20,000	R3. 8. 20			
	(株)日東		9,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津 範夫	
			8,000	R3. 9. 20			
			1,000	R3. 10. 20			
	糠信瀝青(株)		135,000		千葉県船橋市藤原6-27-3	糠信 雄司	
			1,000	R3. 5. 20			
			4,000	R3. 6. 21			
			40,000	R3. 7. 20			
			30,000	R3. 11. 22			
			60,000	R3. 12. 20			
800	この頁の小計		190,000				
810	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	(株)藤連			54,000		千葉県市原市惣社32-1	安藤 高嗣	
				40,000	R3. 8. 20			
				10,000	R3. 10. 20			
				1,000	R3. 11. 22			
				3,000	R3. 12. 20			
	(有)真建			110,000		千葉県船橋市新高根1-3-6	間野 真樹	
				30,000	R3. 1. 20			
				60,000	R3. 2. 22			
				10,000	R3. 4. 20			
				10,000	R3. 12. 20			
	(株)水上工務店			430,000		埼玉県朝霞市東弁財2-12-2	水上 政宏	
				30,000	R3. 1. 20			
				40,000	R3. 2. 22			
				30,000	R3. 3. 22			
				50,000	R3. 4. 20			
800	この頁の小計			314,000				
810	その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万 千 円				
			20,000	R3. 5. 20			
			10,000	R3. 7. 20			
			50,000	R3. 8. 20			
			30,000	R3. 9. 20			
			100,000	R3. 10. 20			
			60,000	R3. 11. 22			
			10,000	R3. 12. 20			
	光孝建設(株)		177,000		千葉県千葉市花見川区畑2881	坂本 孝之	
			30,000	R3. 2. 22			
			10,000	R3. 3. 22			
			10,000	R3. 4. 20			
			15,000	R3. 5. 20			
			3,000	R3. 6. 21			
			30,000	R3. 7. 20			
			20,000	R3. 8. 20			
800	この頁の小計		398,000				
810	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
			30,000	R3. 9. 20			
			10,000	R3. 10. 20			
			10,000	R3. 11. 22			
			9,000	R3. 12. 20			
	村上工業(株)		78,000		東京都国立市西2-20-6 フォレスト国立B1F	村上 隆秀	
			5,000	R3. 4. 20			
			40,000	R3. 5. 20			
			30,000	R3. 9. 20			
			3,000	R3. 11. 22			
	(株)ヤマト 千葉支店		69,000		千葉県千葉市中央区末広4-8-4	町田 豊	
			10,000	R3. 5. 20			
			8,000	R3. 7. 20			
			1,000	R3. 10. 20			
			50,000	R3. 12. 20			
	(株)ペガサス		300,000	R3. 9. 10	千葉県船橋市高根町217	大塚 泰一	
800	この頁の小計		506,000				
810	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万 千 円				
	(株)あさひ		100,000	R3. 10. 14	千葉県船橋市旭町6-6-17	高橋 克文	
800	この頁の小計		100,000				
810	その他の寄附		1,400,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		11,294,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)					寄附者の区分	政治団体			
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		十億	百万	千	円				
	千葉県宅建政治連盟			500	000	R3. 9. 29	千葉市中央区中央港1-17-3	岡本 修	
	船橋市薬剤師連盟			100	000	R3. 10. 9	船橋市北本町1-16-55	杉山 宏之	
	千葉県歯科医師連盟			100	000	R3. 10. 19	千葉市美浜区新港32-17	宮吉 正人	
	千葉県薬剤師連盟			100	000	R3. 10. 19	千葉市中央区問屋町9-2	日向 章太郎	
	千葉県柔道整復師連盟			100	000	R3. 10. 19	千葉市中央区末広3-21-6	高橋 政夫	
	千葉県医師連盟			500	000	R3. 10. 20	千葉市美浜区新港4-1	入江 康文	
800	この頁の小計			1,400	000				
810	その他の寄附			270	000				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			1,670	000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表																		
項 目					金 額				備 考									
					十億	百万	千	円										
<b>1 経 常 経 費</b>																		
(1)	人	件	費	0 1 0				18,462,420										
(2)	光	熱	水	費	0 2 0			367,693										
(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0 3 0										
								3,694,367										
(4)	事	務	所	費	0 4 0			8,282,048										
小 計 ((1)~(4))					8 0 0			30,806,528										
<b>2 政 治 活 動 費</b>																		
					十億	百万	千	円										
(1)	組	織	活	動	費	0 5 0			4,230,180									
(2)	選	挙	関	係	費	0 6 0			<del>3,882,567</del>									
								10,387,567										
(3)	機	関	紙	誌	の	発	行	そ	の	他	の	事	業	費	※			
									22,330,145									
(内 訳)	ア	機	関	紙	誌	の	発	行	事	業	費	0 8 0			0	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること		
	イ	宣	伝	事	業	費	0 9 0					21,270,835						
	ウ	政	治	資	金	パ	ー	ティ	ー	開	催	事	業	費	1 0 0			
	エ	そ	の	他	の	事	業	費	1 1 0						0			
(4)	調	査	研	究	費	1 2 0								0				
(5)	寄	附	・	交	付	金	1 3 0							3,231,000	2,100,000円			
(6)	そ	の	他	の	経	費	1 4 0											
小 計 ((1)~(6))					8 0 1				<del>33,073,892</del>					うち本部・支部間の交付金合計	2,100,000 円			
合 計					9 0 0				<del>64,480,420</del>							(800)行と(801)行の合計を記載すること。		

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを 開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
水道光熱費			28,208	R3. 1. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			27,560	R3. 2. 26	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			28,340	R3. 3. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			17,316	R3. 4. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			22,373	R3. 5. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			23,668	R3. 6. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			27,110	R3. 7. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			39,834	R3. 8. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			48,484	R3. 9. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			44,416	R3. 10. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			30,052	R3. 11. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			30,332	R3. 12. 27	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費							
この頁の小計			367,693				
その他の支出			0				
合計			367,693				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー機リース料金（湊町）			20,736	R3. 1. 4	オリックス（株）	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費（スズキ・ノア）			52,690	R3. 1. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			101,674	R3. 1. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機リース料金（湊町）			20,736	R3. 2. 1	オリックス（株）	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費（スズキ・ノア）			52,690	R3. 2. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			103,625	R3. 2. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機リース料金（湊町）			22,000	R3. 3. 1	オリックス（株）	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費（スズキエブリィ、ワゴン）			12,650	R3. 3. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費（スズキ・ノア）			52,690	R3. 3. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			147,185	R3. 3. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
備品費			11,176	R3. 3. 12	ビックカメラ赤坂見附店	東京都港区赤坂3丁目1-6	
コピー機カウンター料金			11,676	R3. 3. 29	(株) グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
消耗品費			17,554	R3. 3. 29	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
この頁の小計			627,082				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
コピー機カウンター料金			18,024	R3. 3. 29	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
コピー機リース料金 (湊町)			11,000	R3. 3. 31	オリックス (株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費 (スズキエブリィ、ワゴン)			12,650	R3. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費 (スズキ・ノア)			52,690	R3. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			116,151	R3. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			11,531	R3. 4. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
コピー機カウンター料金			16,168	R3. 4. 27	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
コピー機リース料金 (湊町)			11,000	R3. 4. 30	オリックス (株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費 (スズキエブリィ、ワゴン)			12,650	R3. 5. 6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費 (スズキ・ノア)			52,690	R3. 5. 6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			136,078	R3. 5. 6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			35,801	R3. 5. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
コピー機カウンター料金			18,841	R3. 5. 27	(株) ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
この頁の小計			505,274				
その他の支出			0				
合計			0				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
コピー機リース料金（湊町）			11,000	R3. 5. 31	オリックス（株）	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費（スズキエブリィ、ワゴン）			12,650	R3. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費（スズキ・ノア）			52,690	R3. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			137,150	R3. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
Tシャツ代			22,990	R3. 6. 17	（株）インファクトリー	岐阜県岐阜市領下4-30	
リース車両費（スズキエブリィ、ワゴン）			12,650	R3. 7. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費（スズキ・ノア）			52,690	R3. 7. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			142,278	R3. 7. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			11,075	R3. 7. 27	（株）ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
リース車両費（スズキエブリィ、ワゴン）			12,650	R3. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費（スズキ・ノア）			52,690	R3. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			155,363	R3. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			32,131	R3. 8. 27	（株）ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
この頁の小計			708,007				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
  - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
  - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー機リース料金(湊町)			11,000	R3. 8. 31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
ゴミ袋			12,540	R3. 8. 31	(株)京葉総業	船橋市高根町2712-1	
リース車両費(スズキエブリィ、ワゴン)			12,650	R3. 9. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費(スズキ・ノア)			52,690	R3. 9. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			167,084	R3. 9. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			28,482	R3. 9. 27	(株)ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
コピー機リース料金(湊町)			11,000	R3. 9. 30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
H24年モコ分として			367,000	R3. 10. 1	里見自動車	東京都江戸川区北小岩3-1-18	
リース車両費(スズキ・ノア)			38,910	R3. 10. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			183,341	R3. 10. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			40,828	R3. 10. 27	(株)ルーク	神奈川県横浜市神奈川区平川町10-2	
業務用レギュラーワッポン			18,400	R3. 10. 28	一栄(株)	愛知県名古屋市西区あし原町245	
コピー機リース料金(湊町)			11,000	R3. 11. 1	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
この頁の小計			954,925				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
リース車両費（スズキ・ノア）			12,650	R3. 11. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			154,902	R3. 11. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン費			33,142	R3. 11. 29	ENEOS 桜井石油（株）高根町SS	船橋市高根町2869-6	
コピー機リース料金（湊町）			11,000	R3. 11. 30	オリックス（株）	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費（スズキエブリィ、ワゴン）			12,650	R3. 12. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費（スズキ・ノア）			40,850	R3. 12. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			156,612	R3. 12. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			421,806				
その他の支出			477,273				
合計			3,694,367				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
  - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
  - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話料金（湊町）			25,314	R3. 1. 4	デンワ88 (NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			26,839	R3. 1. 4	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
社用車保険料			12,890	R3. 1. 26	あいおいニッセイ同和損保（株）	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
西船橋駐車場			14,000	R3. 1. 29	（株）サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 1. 29	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 1. 29	ミツアオイ（資）	市川市柏井町4-312	
2月家賃			168,300	R3. 1. 29	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 1. 29	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿利用料			22,000	R3. 1. 29	ファストワークス（株）	千葉市中央区市場2-13	
無線ルーター機器代他			52,800	R3. 1. 29	（株）ジャパンオプト	佐倉市井野1436-1-302	
電話料金（湊町）			18,336	R3. 2. 1	デンワ88 (NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			26,866	R3. 2. 1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
郵送費			144,552	R3. 2. 8	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			621,342				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
往復ハガキ代			126,000	R3. 2. 18	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
顧問料			39,916	R3. 2. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
西船橋駐車場			14,000	R3. 2. 26	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 2. 26	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 2. 26	ミツアオイ（資）	市川市柏井町4-312	
3月家賃			168,300	R3. 2. 26	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 2. 26	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502	
リース費			37,950	R3. 2. 26	トヨタレンタリース千葉	千葉市中央区鶴沢町20-23B.L.D. トータス2F	
スマート名簿利用料			22,000	R3. 2. 26	ファストワークス（株）	千葉市中央区市場2-13	
法定調書作成			11,000	R3. 2. 26	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
賠償責任保険			25,900	R3. 2. 26	東京海上日動火災保険（株）	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	
保険料			71,260	R3. 2. 26	楽天損害保険（株）	東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビル	
社用車保険料			12,890	R3. 2. 26	あいおいニッセイ同和損保（株）	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
この頁の小計			638,661				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話料金（湊町）			16,491	R3. 3. 1	デンワ88 (NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			23,625	R3. 3. 1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
切手代			31,800	R3. 3. 3	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
タブレット代			57,600	R3. 3. 17	（株）カントー	東京都港区芝公園3-5-26	
郵送費			41,172	R3. 3. 19	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
顧問料			19,958	R3. 3. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
社用車保険料			12,890	R3. 3. 26	あいおいニッセイ同和損保（株）	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
光回線利用料			12,152	R3. 3. 29	ナカヨ電子サービス（株）	東京都港区港南1-7-8	
携帯通話料			26,148	R3. 3. 31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
西船橋駐車場			14,000	R3. 3. 31	（株）サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 3. 31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 3. 31	ミツアオイ（資）	市川市柏井町4-312	
4月家賃			168,300	R3. 3. 31	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			491,506				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
事務所管理費			42,075	R3. 3. 31	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿利用料			22,000	R3. 3. 31	ファストワークス (株)	千葉市中央区市場2-13	
更新料			13,200	R3. 3. 31	(有) 湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
切手代			31,440	R3. 4. 1	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送費			66,948	R3. 4. 13	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
顧問料			19,958	R3. 4. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
切手代			15,120	R3. 4. 26	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
社用車保険料			12,890	R3. 4. 26	あいおいニッセイ同和損保 (株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
光回線利用料			18,729	R3. 4. 27	ナカヨ電子サービス (株)	東京都港区港南1-7-8	
携帯通話料			32,451	R3. 4. 30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
西船橋駐車場			14,000	R3. 4. 30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 4. 30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 4. 30	ミツアオイ (資)	市川市柏井町4-312	
この頁の小計			356,181				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
  - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
  - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
5月家賃			168,300	R3. 4. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 4. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿利用料			22,000	R3. 4. 30	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
自動車税			45,000	R3. 5. 19	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-1 1	
自動車税			45,400	R3. 5. 19	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-1 1	
顧問料			19,958	R3. 5. 24	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
社用車保険料			12,890	R3. 5. 26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
光回線利用料			12,391	R3. 5. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
携帯通話料			28,332	R3. 5. 31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
西船橋駐車場			14,000	R3. 5. 31	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 5. 31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 5. 31	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
6月家賃			168,300	R3. 5. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			646,016				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
事務所管理費			42,075	R3. 5. 31	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
車両整備費			255,860	R3. 5. 31	(有) 峯川モータース	船橋市海神町南1-1440-1	
顧問料			19,958	R3. 6. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
西船橋駐車場・更新料			21,000	R3. 6. 30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 6. 30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 6. 30	ミツアオイ (資)	市川市柏井町4-312	
市川ヒルズ駐車場更新料			10,186	R3. 6. 30	(株) アービック	市川市市川1丁目23番地9号	
7月家賃			168,300	R3. 6. 30	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 6. 30	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
監査料			110,000	R3. 6. 30	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
顧問料			19,958	R3. 7. 26	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
社用車保険料			12,890	R3. 7. 26	あいおいニッセイ同和損保 (株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
この頁の小計			769,672				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。

(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
光回線利用料			11,314	R3. 7. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
郵便費			16,800	R3. 7. 28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
7月家賃			168,300	R3. 7. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 7. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
西船橋駐車場			14,000	R3. 7. 30	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 7. 30	堀江 昭子	市川市柏井町4-312	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 7. 30	ミツアオイ(資)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険			95,470	R3. 7. 30	三井住友海上火災保険(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			26,886	R3. 8. 2	ドコモ	東京都中央区銀座2-16-10	
宅急便代			10,934	R3. 8. 4	ヤマト運輸(株)	船橋市西船5-2-6-60	
顧問料			19,958	R3. 8. 23	新井社会保険労務士事務所	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			66,780	R3. 8. 24	日本郵便(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
社用車保険料			12,890	R3. 8. 26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都港区港南1-7-8	
光回線利用料			12,514	R3. 8. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
この頁の小計			565,291				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
携帯通話料			39	176	R3. 8. 31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
市川ヒルズ駐車場			20	370	R3. 8. 31	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
事務所管理費			42	075	R3. 8. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
会費			123	000	R3. 8. 31	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階	
堀江駐車場			47	000	R3. 8. 31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
7月家賃			168	300	R3. 8. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
西船橋駐車場			14	000	R3. 8. 31	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
outlook契約料			12	518	R3. 9. 7	(株)カントー	東京都港区芝公園3-5-26	
切手代			63	000	R3. 9. 22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
顧問料			19	958	R3. 9. 24	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
社用車保険料			12	890	R3. 9. 27	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
光回線利用料			11	846	R3. 9. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
この頁の小計			574	133				
その他の支出								
合計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
携帯通話料			38,138	R3. 9. 30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
西船橋駐車場			14,000	R3. 9. 30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 9. 30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 9. 30	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
7月家賃			168,300	R3. 9. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 9. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
整備費			206,515	R3. 9. 30	(有) 峯川モータース	船橋市海神町南1-1440-1	
宅急便代			19,320	R3. 10. 6	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
切手代			16,800	R3. 10. 13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
顧問料			19,958	R3. 10. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
社用車保険料			12,890	R3. 10. 26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
自動車保険			22,380	R3. 10. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
光回線利用料			11,442	R3. 10. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
この頁の小計			639,188				
その他の支出			0				
合計			0				

※、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
  - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
  - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
光回線利用料			58,815	R3. 10. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
西船橋駐車場			14,000	R3. 10. 29	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 10. 29	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R3. 10. 29	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
11月家賃			168,300	R3. 10. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 10. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
ゴミ袋			12,540	R3. 10. 29	(株) 京葉総業	船橋市高根町2712-1	
車検代			109,709	R3. 10. 29	(有) 峯川モータース	船橋市海神町南1-1440-1	
携帯通話料			112,590	R3. 11. 1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
物件引き揚げ費用			13,200	R3. 11. 10	リコーリース(株)	東京都江東区東雲1-7-12	
携帯レンタル料			17,987	R3. 11. 12	楽天モバイル	東京都世田谷区玉川1-14-1	
郵便代			38,880	R3. 11. 13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			172,809	R3. 11. 13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			828,275				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
顧問料			19,958	R3. 11. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
切手代			67,200	R3. 11. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
自動車保険			35,200	R3. 11. 26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
光回線利用料			78,169	R3. 11. 29	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
西船橋駐車場			14,000	R3. 11. 29	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 11. 29	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
12月家賃			168,300	R3. 11. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 11. 29	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
電話回線設置料			22,000	R3. 11. 29	(株) ジャパンオプト	佐倉市井野1436-1-302	
ゴミ袋			20,900	R3. 11. 29	(株) 京葉総業	船橋市高根町2712-1	
携帯通話料			46,160	R3. 11. 30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
9-11月分電気代(選挙事務所用)			64,106	R3. 12. 8	(株) 下川家具店	船橋市市場5-1-15	
市川ヒルズ駐車場			6,567	R3. 12. 17	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
この頁の小計			631,635				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
顧問料			19,958	R3. 12. 22	新井社会保険労務士事務所	船橋市西船5-2-6-60	
自動車保険			35,200	R3. 12. 27	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9	
光回線利用料			13,890	R3. 12. 27	ナカヨ電子サービス(株)	東京都港区港南1-7-8	
西船橋駐車場			14,000	R3. 12. 27	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R3. 12. 27	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
1月家賃			168,300	R3. 12. 27	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
事務所管理費			42,075	R3. 12. 27	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
この頁の小計			340,423				
その他の支出			1,179,725				
合計			8,282,048				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	(該当する項目に○) ① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費 ⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費								
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額								
	十億	百万	千	円					
交際費			12,000		R3. 1. 21	日本料理 月村		東京都世田谷区下馬5-7-14-2F	
交際費			15,400		R3. 2. 2	山商 一九		船橋市西船4-26-3	
贈答品費			29,718		R3. 2. 10	リンツ&シュブルングリージャパン		東京都港区南青山3-13-18	
贈答品費			38,858		R3. 2. 25	(株) ロフト		東京都渋谷区宇田川町21-1	
交際費			17,567		R3. 2. 26	串焼き雅 船橋駅前店		船橋市本町4-3-9	
交際費			10,270		R3. 3. 10	PIZZA SALVATORE CUOMO四谷		東京都新宿区四谷1丁目24, ホテル京阪 東京四谷 1F	
交際費			40,632		R3. 3. 14	東魁楼 本館		船橋市本町4-36-17	
贈答品費			56,130		R3. 3. 17	(株) プロフード		船橋市西船1-12-21	
贈答品費			63,922		R3. 3. 29	(株) ロフト		東京都渋谷区宇田川町21-1	
品代			12,406		R3. 4. 15	(株) 千葉県食肉公社		旭市鎌数6354-3	
贈答品費			20,130		R3. 5. 31	バーニーズジャパン		東京都千代田区麴町5-7-2	
交際費			13,541		R3. 6. 30	東魁楼 本館		船橋市本町4-36-17	
贈答品費			42,451		R3. 7. 7	ロフト		東京都渋谷区宇田川町21-1	
この頁の小計			373,025						
その他の支出			0		→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。				
合計			0						

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	(該当する項目に○) ① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費 ⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費								
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額								
	十億	百万	千	円					
飲食費			13	875	R3. 7. 16	アオサイレストラン	船橋市西船4-16-1		
交際費			11	090	R3. 8. 23	オリエンタルデリ青山店	東京都港区南青山4-9-6ハイムK1F		
交際費			10	110	R3. 9. 2	オリエンタルデリ青山店	東京都港区南青山4-9-6ハイムK1F		
交際費			41	250	R3. 9. 16	一幸 船橋店	船橋市米ヶ崎町5 4-1		
交際費			114	760	R3. 10. 4	焼肉やまと 船橋本店	船橋市夏見1-8-28		
交際費			24	300	R3. 10. 5	(有) 船橋協力	船橋市飯山満町1-714		
交際費			27	500	R3. 10. 6	(株) 三越伊勢丹 バカラ	東京都中央区銀座7-3-6日本橋室町1-4-1		
交際費			12	558	R3. 10. 17	ランドローム船橋夏見	船橋市夏見1-15-5		
交際費			96	750	R3. 10. 30	(有) 船橋協力	船橋市飯山満町1-714		
飲食費			10	150	R3. 11. 2	オリエンタルデリ青山店	東京都港区南青山4-9-6ハイムK1F		
0				0		0	0		
0				0		0	0		
0				0		0	0		
この頁の小計			362	343					
その他の支出			397	418					
合計			1,132	786					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	金額								
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	十億	百万	千	円					
横澤家生花			22,000		R3. 1. 12	昭和興業 (株)	市川市八幡2-1-3		
横澤家生花			22,000		R3. 1. 12	昭和興業 (株)	市川市八幡2-1-3		
会費			15,000		R3. 1. 15	船橋大神宮社務所	船橋市宮本5-2-1		
会費			96,000		R3. 1. 29	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階		
飲食費			15,900		R3. 4. 7	オストレア 銀座コリドー店	東京都中央区銀座6-2-1		
会費			12,000		R3. 4. 15	塚田重陽気功クラブ	船橋市二宮2-42-9		
会費			20,000		R3. 4. 19	衆議院議員松野ひろかず君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館502号室		
会費			30,000		R3. 5. 19	傘の会	船橋市湊町1-14-17		
会費			24,000		R3. 5. 19	海上自衛隊下総航空基地後援会「翼の会」	柏市藤ヶ谷1614-1		
会費			20,000		R3. 5. 31	一般社会法人 千葉県建築士会	千葉市中央区中央4-8-6		
会費			20,000		R3. 7. 6	自由民主党千葉県第8選挙区支部	柏市正連寺373-3		
会費			20,000		R3. 7. 12	石井準一後援会	茂原市下永吉964-2		
会費			20,000		R3. 7. 13	現代日本研究会 猪口邦子	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1105号室		
この頁の小計			336,900						
その他の支出			0						
合計			0						

(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入

(渉外費)

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(渉外費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
会費			30,000	R3. 7. 21	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費			20,000	R3. 10. 6	自由民主党千葉県第6選挙区支部	松戸市新松戸新田592	
会費			20,000	R3. 10. 12	自由民主党千葉県第9選挙区支部	千葉市若葉区若松町360-21	
会費			20,000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	
会費			20,000	R3. 12. 8	自由民主党千葉県銚子市東庄町第一支部	銚子市西芝町13-20	
会費			100,000	R3. 12. 14	公明党新春の集い	東京都新宿区南元町17	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
0			0		0	0	
この頁の小計			210,000				
その他の支出			390,100				
合計			937,000				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分		(該当する項目に○) ① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費 ⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		項目別区分 小分類		(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
	(交通費)						
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
ETC代			31,870	R3. 1. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			128,000	R3. 1. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			80,640	R3. 2. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			61,890	R3. 2. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			53,090	R3. 3. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			44,200	R3. 3. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			52,620	R3. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			61,300	R3. 4. 5	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			74,330	R3. 5. 6	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			52,360	R3. 5. 6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			74,170	R3. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			714,470				
その他の支出							
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費		3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費	5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円				
ETC代			55,190	R3. 6. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			72,650	R3. 7. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			48,760	R3. 7. 5	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			75,350	R3. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			77,740	R3. 8. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			48,840	R3. 9. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			89,250	R3. 9. 6	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			83,600	R3. 10. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			12,650	R3. 10. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			51,230	R3. 11. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ETC代			68,840	R3. 11. 4	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60		
ETC代			117,150	R3. 12. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
この頁の小計			801,250					
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交通費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
ETC代	十億	百万	千	円	R3. 12. 6	(株) クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(組織対策費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
会場費	十億	百万	千	円	R3. 10. 7	クロスウェーブ船橋	船橋市本町2-9-3	
			51	150				
会場費			90	750	R3. 10. 15	クロスウェーブ船橋	船橋市本町2-9-3	
大会費			62	326	R3. 10. 29	東魁楼 本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			15	897	R3. 11. 29	東魁楼 本館	船橋市本町4-36-17	
この頁の小計			220	123				
その他の支出				0				
合計			220	123				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (選挙関係費)
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
土地賃借料		150,000	R3. 8. 18	(株) 下川家具店	船橋市市場5-1-15		
会場費		51,150	R3. 8. 24	クロスウェーブ船橋	船橋市本町2-9-3		
土地賃借料		300,000	R3. 8. 31	(株) 下川家具店	船橋市市場5-1-15		
印刷費		24,410	R3. 9. 1	プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1		
選挙関係費		13,828	R3. 9. 15	コジマ×ビックカメラ船橋店	船橋市二和東3丁目7-2 4		
必勝祈願		40,000	R3. 9. 16	船橋大神宮社務所	船橋市宮本5-2-1		
はがき		339,527	R3. 9. 17	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
はがき		556,528	R3. 9. 17	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
土地賃借料		300,000	R3. 9. 30	(株) 下川家具店	船橋市市場5-1-15		
選挙関係費		28,427	R3. 10. 13	コーナン市川原木	市川市原木2526-6		
選挙関係費		830,000	R3. 10. 19	千葉テレビ放送	千葉市中央区都町1-1-25		
写真代		19,767	R3. 10. 29	(株) ラボ東京	東京都新宿区本塩町21ラボ東京ビル		
はがき印刷代他		1,186,340	R3. 11. 30	アドユニバース(株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
この頁の小計		3,839,977					
その他の支出		<del>42,590</del>					
合計		<del>3,882,567</del>					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



願により訂正	
会計(出納)責任者印	2024年/月/日
(三)	

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(選挙関係費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付金	6,500,000		R3. 10. 19	木村哲也	千葉県船橋市山野町139-1サンヴェール西船橋502	
この頁の小計	6,500,000					
その他の支出	42,590					
合計	10,382,567					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝事業費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
撮影費			33,000		R3. 1. 20 石橋絵	浦安市猫実1-14-25
案内状制作			264,605		R3. 1. 29 (株) パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24
名刺代 他			385,000		R3. 1. 29 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
チラシ代			120,037		R3. 1. 29 (株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
名刺代			46,200		R3. 2. 3 (株) パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24
チラシ代			323,854		R3. 2. 26 (株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
自由民主印刷代			750,750		R3. 2. 26 (株) 総合印刷新報社	船橋市高瀬町32
ポスティング、チラシ制作・印刷、ポスター 他		1,	594,450		R3. 2. 26 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
ラベルシール代			66,216		R3. 2. 26 (株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F
ホームページ利用料			165,000		R3. 3. 9 イチニ (株)	東京都港区北青山3-3-7
スマート名簿制作代			78,100		R3. 3. 15 (株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8
名刺印刷代			22,000		R3. 3. 30 (株) パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24
outlook契約料			180,246		R3. 3. 31 (株) カントー	東京都港区芝公園3-5-26
この頁の小計			4,029,458			
その他の支出						
合計						

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
	(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費							(宣伝事業費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額							支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
消耗品			66	703	R3. 3. 31	(株) 清和ビジネス		東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
チラシ制作			106	700	R3. 3. 31	(株) パーシモン		東京都世田谷区上用賀5-25-24	
チラシ代			162	229	R3. 3. 31	(株) ネットプロテクションズ		東京都千代田区麴町4-2-6	
チラシ代			49	500	R3. 3. 31	アドユニバース (株)		千葉市中央区新千葉3-1-7	
スマート名簿制作代			23	100	R3. 4. 20	(株) センキョ		東京都港区麻布2-2-8	
チラシ代			125	366	R3. 4. 30	(株) ネットプロテクションズ		東京都千代田区麴町4-2-6	
消耗品			22	352	R3. 4. 30	(株) 清和ビジネス		東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
印刷代			100	100	R3. 4. 30	(株) 総合印刷新報社		船橋市高瀬町32	
HP維持管理			82	500	R3. 4. 30	アドユニバース (株)		千葉市中央区新千葉3-1-7	
スマート名簿制作代			23	100	R3. 5. 19	(株) センキョ		東京都港区麻布2-2-8	
印刷代			750	750	R3. 5. 31	(株) 総合印刷新報社		船橋市高瀬町32	
広報物制作管理費			982	850	R3. 5. 31	アドユニバース (株)		千葉市中央区新千葉3-1-7	
消耗品			13	777	R3. 5. 31	(株) 清和ビジネス		東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
この頁の小計			2	509,027					
その他の支出									
合計									

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費								
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額								
	十億	百万	千	円					
撮影費			33	000	R3. 6. 1	石橋絵	浦安市猫実1-14-25		
スマート名簿利用料			23	100	R3. 6. 17	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8		
名刺代			88	000	R3. 6. 30	(株) パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24		
キムテツ通信制作代他		1	177	000	R3. 6. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
キムテツ通信印刷費			140	800	R3. 6. 30	(株) 総合印刷新報社	船橋市高瀬町32		
消耗品			57	488	R3. 6. 30	(株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F		
スマート名簿利用料			23	100	R3. 7. 20	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8		
自由民主制作代他			192	500	R3. 7. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7		
消耗品			25	187	R3. 7. 30	(株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F		
備品消耗品費パソコン代			309	496	R3. 7. 30	(株) カントー	東京都港区芝公園3-5-26		
チラシ印刷費			201	685	R3. 8. 31	(株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6		
備品消耗品費パソコン代			82	478	R3. 8. 31	(株) カントー	東京都港区芝公園3-5-26		
消耗品			12	173	R3. 8. 31	(株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F		
この頁の小計			2	366					
その他の支出									
合計									

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費								
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額								
	十億	百万	千	円					
自由民主制作代他			169	950	R3. 8. 31	アドユニバース (株)	千葉県中央区新千葉3-1-7		
スマート名簿制作代			23	100	R3. 8. 31	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8		
宅急便代			17	830	R3. 9. 7	ヤマト運輸 (株) 船橋湊町	船橋市浜町3-3-2		
現場作業消耗品			11	674	R3. 9. 9	ケーヨーデイツー 新船橋店	船橋市山手1-2-7		
自由民主制作代他			303	050	R3. 9. 30	アドユニバース (株)	千葉県中央区新千葉3-1-7		
消耗品			25	319	R3. 9. 30	(株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F		
自由民主号外印刷代			119	533	R3. 9. 30	(株) 世広	船橋市稲毛区長沼原町718-1		
広告配布代金			34	065	R3. 10. 5	(株) ライナー広告社	松戸市松飛台477		
ジャンパー代			198	550	R3. 10. 8	(株) ランドマーク	東京都品川区勝島1-4-1		
チラシ代			102	263	R3. 10. 27	(株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6		
ステ看代			180	400	R3. 10. 29	(カ) エムアンドエムエスエーインタープライズ	千葉県中央区末廣3-1-7		
折込代他			1	480,204	R3. 10. 29	アドユニバース (株)	千葉県中央区新千葉3-1-7		
印刷代			1	435,500	R3. 10. 29	(株) 総合印刷新報社	船橋市高瀬町32		
この頁の小計			4	101,438					
その他の支出									
合計									

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝事業費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
消耗品費			26,966		R3. 10. 29	(株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F
スマート名簿制作代			23,100		R3. 10. 29	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8
看板代			16,500		R3. 10. 30	(株) セレマ	千葉県若葉区桜木5-13-12
スマート名簿制作代			23,100		R3. 11. 10	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8
消耗品費			81,791		R3. 11. 29	(株) 清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F
チラシ代			76,281		R3. 11. 29	(株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
印刷代			283,800		R3. 11. 29	(株) 総合印刷新報社	船橋市高瀬町32
-google、facebook広告代		1,496	256		R3. 11. 29	(株) 引率舎	東京都葛飾区亀有2-18-6
チラシ配布代			30,688		R3. 11. 29	一般社団法人るーむ	船橋市前原東3-36-2
outlook契約料			12,518		R3. 11. 29	(株) カントー	東京都港区芝公園3-5-26
コピー機費用			128,943		R3. 11. 29	(株) カントー	東京都港区芝公園3-5-26
新聞折込代		3,598	914		R3. 11. 30	アドユニバース(株)	千葉県中央区新千葉3-1-7
ディレクション、テロップデザイン費		2,233	000		R3. 11. 30	(株) コミュンラボ	東京都目黒区中目黒1-11-1
この頁の小計			8,031,857				
その他の支出							
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝事業費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
ホームページ維持管理費			112	750	R3. 12. 27	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
スマート名簿制作代			23	100	R3. 12. 27	(株) センキョ	東京都港区麻布2-2-8
パソコン保守料			14	894	R3. 12. 27	(株) カントー	船橋市本中山2丁目23-8
			0				
			0				
			0				
			0				
			0				
			0				
			0				
			0				
			0				
			0				
この頁の小計			150	744			
その他の支出			82	304			
合計			21	270,835			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)			項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費		4. 宣伝事業費	5. その他の事業費	6. 調査研究費	7. 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千円	円					
寄付金			576	000	R3. 6. 30	新時代社会システム研究会	銚子市余山町556		
交付金		2	000	000	R3. 9. 13	自由民主党船橋市支部	千葉県船橋市湊町1-2-21-201		
寄付金			555	000	R3. 11. 29	新時代社会システム研究会	銚子市余山町556		
交付金			100	000	R3. 3. 9	自由民主党千葉県千葉市緑区第一支部	千葉市緑区あすみが丘3-51-10		
この頁の小計			3	231	000				
その他の支出									
合計			3	231	000				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15-2)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (パーティーの名称: 木村てつや君を励ます会)				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
切手代	67,200	R3. 6. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
クオカード	600,770	R3. 6. 30	(株)クオカード	東京都中央区日本橋本町2-4-1		
案内状印刷物	22,000	R3. 7. 15	(株)パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24		
案内状印刷物	62,700	R3. 7. 30	(株)パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24		
切手代	84,000	R3. 8. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
生花代	22,000	R3. 9. 8	(有)国会花苑	東京都千代田区永田町1-2-1		
オンライン一式	110,000	R3. 9. 30	べる・えぼっく菊池	千葉県市川市下新宿9-21-201		
スタジオ使用料 (オンライン使用)	88,000	R4. 9. 30	アウル(株)	東京都港区赤坂2-8-5		
この頁の小計	1,056,670					
その他の支出	2,640					
900 合計	1,059,310					

→ ※1 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

→ ※2 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

- 注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別業にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別業とすること。）
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳							
	支出項目	金額		年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	寄付金		100,000	R3. 3. 9	自由民主党千葉県千葉市緑区第一支部	千葉市緑区あずみが丘3-51-10	
	寄付金		2,000,000	R3. 9. 13	自由民主党船橋市支部	船橋市湊町1-2-21-201	
800	この頁の小計		2,100,000				
900	合計		2,100,000				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	15	16			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

願により訂正  
 会計(出納)責任者印 〳〵年/〳月/〳日

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託		
摘要	金額						
	十億	百万	千	円			
木村哲也		5	4,867	000			
この頁の小計		5	4,867	000			
合計		5	4,867	000			

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 30 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第四選挙区支部

会計責任者の氏名 田草川 勇



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

印 )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

## 政治資金監査報告書

令和 4年 5月 9日

自由民主党千葉県第四選挙区支部

代表 木村 哲也 殿

登録政治資金監査人 板井 克己

登録番号 第 4833号

研修了年月日 平成27年3月19日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第四選挙区支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党千葉県第四選挙区支部の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

自由民主党千葉県第四選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第四選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上